

2020年度

福山市屋外広告物講習会  
受講案内

2020年（令和2年）10月

福山市

屋外広告業を営む者は、営業所ごとに屋外広告物講習会修了者等の資格者を置くよう、福山市屋外広告物条例（平成9年福山市条例第60号）により義務づけられています。この資格取得講習会を次のとおり開催いたします。

1 講習会の日時

2021年（令和3年）1月28日（木）13時00分から17時15分まで  
（受付時間：12時30分から）

1月29日（金）10時00分から17時30分まで  
（受付時間：9時30分から）

※終了時間は多少前後する場合があります。

2 開催場所

広島県福山市東桜町3番5号  
福山市役所本庁舎 3階 大会議室

3 対象者

屋外広告業を営もうとする方、屋外広告業に従事している方

4 受講手続き

(1) 申込方法

「屋外広告物講習会受講申込書」に必要事項を記載のうえ、つぎの申込先まで、郵送または持参により提出してください。

(2) 申込先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号  
福山市建設局土木部土木管理課（本庁舎9階）

※各支所では受付しておりません。

(2) 受講申込書の配布場所

福山市ホームページ（2020年（令和2年）11月30日（月）公開）

(4) 受付期間

2020年（令和2年）12月1日（火）から12月16日（水）  
郵送の場合、必着とします。

(5) 定員

40名（応募者多数の場合、先着順とします。）

## 5 受講手数料

- (1) 手数料 4,000円(テキスト代を含みません。)
- (2) 納付方法 受講申込書受付後、納入通知書を郵送いたしますので、福山市が指定する金融機関で期限までにお支払いください。  
※納入された手数料は、理由の如何にかかわらずお返ししません。  
ただし、天災その他の事情により、講習会が中止となった場合は、返金いたします。

## 6 テキスト

- (1) 「屋外広告の知識 第1巻 法令編 第五次改訂版」
  - (2) 「屋外広告の知識 第2巻 デザイン編 第四次改訂版」
  - (3) 「屋外広告の知識 第3巻 設計・施工編 第四次改訂版」
- 上記のテキストを使用しますので、受講者において準備してください。  
なお、福山市ホームページに FAX 用申込書を記載しておりますので、ご利用ください。  
購入申込先(発行：株式会社 ぎょうせい)  
株式会社 ぎょうせい 中国支社 営業課 TEL (082) 221-6711

## 7 修了証の交付

講習会の課程を修了した人には、屋外広告物講習会修了証を交付します。  
遅刻、退席などがあった方には修了書を交付しない場合があります。

## 8 講習会当日持参するもの

- (1) 講習会受講票  
手数料納入確認後、2021年(令和3年)1月14日(木)頃までにお送りします。
- (2) 筆記用具
- (3) テキスト  
「屋外広告の知識」全3巻(発行：株式会社 ぎょうせい)

## 9 その他

- (1) 受講手続き、その他この講習会についての問合せ先は、次のとおりです。  
〒720-8501 福山市東桜町3番5号  
福山市建設局土木部土木管理課  
電話 (084) 928-1079  
FAX (084) 928-1734
- (2) 新型コロナウイルス感染予防のため、マスク着用にてご出席ください。  
また、発熱などの症状がある場合は参加をご遠慮ください。

## 10 講習の方法

### (1) 内容及び日程表

1日目 2021年(令和3年)1月28日(木)

時間	講義等
12:30~13:00	受付
13:00~13:15	開講式
13:15~17:15 (4時間)	屋外広告物の施工に関する事項 【広島県建築士会福山支部(幹事) 広陽産業株式会社 平川 辰夫 氏】

2日目 2021年(令和3年)1月29日(金)

時間	講義等
9:30~10:00	受付
10:00~12:00 (2時間)	屋外広告物の表示に関する事項 他 【富山大学理事・副学長 武山 良三 氏】
12:00~13:00	昼休憩(昼食は各自ご用意ください。)
13:00~15:00 (2時間)	屋外広告物の表示に関する事項 他 【富山大学理事・副学長 武山 良三 氏】
15:00~15:15	休憩
15:15~17:15 (2時間)	屋外広告物の法令に関する事項 【福山市建設局土木部土木管理課 職員】 【福山市建設局都市部都市計画課 職員】
17:15~17:30	閉講式, 修了書交付

※富山大学理事・副学長 武山良三氏の講義は、Zoomを使用したリモート講義となります。

### (2) 受講科目の一部免除

ア 次の事項に該当する方は、「屋外広告物の施工に関する事項」の受講が免除されます。

- (ア) 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (イ) 電気工事士法第3条に規定する電気工事士の資格を有する者
- (ウ) 電気事業法第54条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状, 第2種電気技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (エ) 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者又は職業訓練修了者であって帆布製品製造に係るもの。

イ 前項のアにより受講の免除を申請される方は、受講申込書にその旨を記載するとともに、その資格を有することを証する書面を添付してください。

## 1 1 講習会場案内地図



(1) 福山市役所本庁舎へのアクセス  
JR 福山駅南口から徒歩 5 分

(2) 駐車場について

福山市役所本庁舎西側の市営東桜町駐車場をご利用ください。

市営東桜町駐車場以外は、無料の認証対応を行うことができませんのでご注意ください。

※満車の場合がありますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。